

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて
提出する意見」に基づき講じた措置

(令和4年度監査テーマ)
公の施設の管理・運営に係るコスト情報
及び事業の執行について

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づき講じた措置

【令和4年度監査テーマ】

公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について

公の施設名 【所管課】	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
国際交流センター 【国際交流課】	意見	1 (33)	【修繕費の入居者負担項目の明示について】 敷金の代わりに退去時のハウスクリーニング料として単身者2万円、夫婦及び家族3万円を入居時に徴収し、補修等の修繕が発生した場合には、修繕箇所の発生要因等に基づき、利用者負担分を退去前に別途徴収しているが、今後、トラブルを未然に防ぐためにも、誓約書等の書面で修繕費の入居者負担項目を明確にしておくことが望まれる。	当該意見を踏まえ、当課から助言を行い、指定管理者は令和4年度末に新たに、入居者の故意や過失によって破損・汚損した場合の費用負担に係る同意書を作成し、令和5年度から運用を行っている。
	指摘	1 (34)	【指定管理者の申請書類について】 募集要綱では申請書類として決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）の直前2事業年度分の提出を求めているが、代表団体である九州海外協より提出された決算書は、貸借対照表と財産目録のみであった。 貸借対照表だけでは団体が運営している事業の規模や損益の状況がわからず、指定管理業務を運営する能力を図ることは難しい。今後は貸借対照表だけでなく損益計算書の入手も必要である。	当該指摘を受け、指定管理申請書類として損益計算書を入手した。 なお、次回、指定管理者を選定する際ににおいても、貸借対照表だけでなく損益計算書も併せて入手し対応する。
	意見	2 (35)	【消耗品の貸付手続について】 物品の貸付期間は、指定期間の5年間であるが、協定書及び物品貸付簿にはハンドソープ（1本@418円）やスプーン・フォーク（5本入1セット各@495円）、枕カバー（3枚@935円）等、少額のものも掲載されていた。 このような少額かつ短期消耗品に係る事務処理については、協定書や物品貸付簿による物品管理よりも初年度指定管理料で精算した方が効率的ではないか。次回の指定管理者との協定書締結時には、財産価値と保全事務コストのバランスを考慮し、事務作業の生産性向上について検討されたい。	当該意見を踏まえ、次回、指定管理者の協定を締結する際は、少額かつ短期消耗品については、協定書及び物品貸付簿から削除し、初年度指定管理料で精算する。
	意見	3 (36)	【管理物品一覧表について】 県有物品の現物管理は、備品管理システムより出力される「鹿児島県備品整理票（以下「備品シール」）を現物に貼付し、定期的に備品管理台帳と照合することが規則に定められている。 しかし、協定書に添付される「管理物品一覧表」には備品シールの情報（備品番号、取得日等）が記載されていないことから、現物と管理物品一覧表との照合は困難であった。現物管理業務を円滑に行うためには、管理物品一覧表の物品情報を備品シールと合わせることが有用と考える。 なお、本件の管理物品一覧表は手入力で作成されていた。備品シールは物品管理システムから出力されることから、管理物品一覧表を手入力に替えて物品管理システムデータを加工して作成することにより、作業効率・網羅性・物品照合性が向上するものと考える。	当該意見を踏まえ、今後は、物品管理システムデータを活用して管理物品一覧表と併せて備品シールを作成し、管理を行うとした。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
森の研修館かごしま 【森林経営課】	意見 【森林経営課】	4 (40)	<p>【修繕費の負担区分について】</p> <p>本施設の管理物件の修繕については、1件10万円未満（税込）のものは指定管理者の負担とされており、また、10万円以上のものについても県の「承認」を受けて指定管理者が修繕を実施することができるとしている（基本協定書第19条）。</p> <p>令和3年度は指定管理者の費用負担で実施された修繕が20件（2,164千円）、このうち、10万円以上の修繕が4件（1,477千円）報告されている。</p> <p>一方、基本協定書の別記1「管理業務仕様書」では、設備機器等の修繕について、指定管理者（及び施設利用者）の責めに負わない修繕の経費は、「軽微なもの」を除き県が負担することとされている。</p> <p>「軽微なもの」がいくらであるかが明確でないが、協定書にある「10万円未満」がそうだとすれば、これらの修繕は、本来、県の負担で実施すべきものであり、この金額を基準として責任を分担していることの意義が見出しそう。</p> <p>今後も経年劣化等に伴う設備機器等の日常的な小破修繕は増えることが想定されるところであり、施設の維持管理上、互いの経費の分担を適切なものとしておく必要がある。</p> <p>仕様書の設計も含め、見直しの要否について検討されたい。</p>	当該意見を踏まえ、修繕の経費分担を修繕内容で定義するのか、金額で定義するのかなど、経費分担の在り方について、次期指定管理者募集時に検討を行うこととする。
	意見 【森林経営課】	5 (41)	<p>【保険の加入者について】</p> <p>基本協定書では、管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理物件や利用者等に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならないとされている（第30条（損害賠償等）、第31条（第三者への賠償））。このようなリスクに備えるべく、多くの施設で、基本協定書で指定管理者に「施設賠償責任保険」へ加入すべき旨を定めており、事故等が起きた場合に当該保険からの保険金で対応することを可能としている。</p> <p>火災保険については、施設の所有者は県であるから、県が付保することは当然としても、施設賠償責任保険、普通傷害保険については、管理運営者たる指定管理者が保険契約者として加入すべきものである（保険料の負担も指定管理者となる。）が、本協定書においては、保険加入者が「県」とされている。これでは第30条、第31条のリスクに備えていることにはなっていない。</p> <p>付保の範囲、必要な補償内容等を指定管理者とも協議の上、当該事項の見直しが必要である。</p>	当該意見を踏まえ、指定管理者の責めに帰すべき事由が具体的に想定されるか否かを含め、損害賠償責任保険への加入を規定する必要性については、次期指定管理者の募集時に検討を行うこととする。
県民の森 【森づくり推進課】	意見 【森づくり推進課】	6 (43)	<p>【保険の加入者について】</p> <p>意見5と同じ（基本協定書の条番号を除く）。</p>	当該意見を踏まえ、指定管理者の責めに帰すべき事由が具体的に想定されるか否かを含め、損害賠償責任保険への加入を規定する必要性については、次期指定管理者の募集時に検討を行うこととする。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号 監査の結果（概要）	措置の内容
照葉樹の森 【森づくり推進課】	意見 7 (47)	【保険の加入者について】 意見5と同じ（基本協定書の条番号を除く）。	当該意見を踏まえ、指定管理者の責めに帰すべき事由が具体的に想定されるか否かを含め、損害賠償責任保険への加入を規定する必要性については、次期指定管理者の募集時に検討を行うこととする。
県民健康プラザ健康増進センター 【健康増進課】	意見 8 (51)	【指定管理者が作成する収支決算書の様式について】 基本協定書第25条（事業報告等）において、指定管理者は収支決算書を県に提出することが求められている。本件収支決算書には決算額のみが記載されており、予算額及び予算と実績との差異額の欄はない。協定書には収支決算書の様式は決められていないものの、予算実績差額の分析は主務課の効率的なモニタリングに有用であるため、当事項の記載指導を検討されたい。	当該意見を踏まえ、収支決算書の記載について、決算額に加え、予算額及び予算と実績との差額を記載するよう指導する。
	意見 9 (51)	【アウトカムの認識（ハートピアかごしまとの連携）について】 健康増進センター管理運営事業に係る《アウトカム》は、令和3年度の報告書では、『県民健康プラザ鹿屋医療センター、ハートピアかごしま等と連携し、各施設や人材等を相互に活用する連携事業や県内各地で出前研修を実施することにより、事業対象者の拡大及び事業内容の充実が図られた。』と記載されている。 一方で、指定管理者が県に提出する事業計画書及び事業報告書(令和2年度及び3年度)では、健康増進センターとの連携事業実施先として、 a 鹿屋市 b 鹿屋市等医師会 c 鹿屋医療センター d 鹿屋体育大学 が報告されているものの、「ハートピアかごしま」の文言はどこにも記載されていない。 主務課は『事業実施についての情報交換、健康増進センター広報誌や事業年報の発送を行うなど連携を図った』との認識のようであるが、《アウトカム》報告内容と現場（指定管理者）の認識は必ずしも一致していないと思われる。 上記文言を成果として記載するのであれば、指定管理者から見てもハートピアかごしまを他の施設と並ぶ事業連携先と認識するほどの連携を強化されたい。	当該意見を踏まえ、同事業の計画から実績報告・評価の段階に至るまで、当課と指定管理者とで統一した認識を持って事業を実施できるよう、引き続き適切な情報共有を行うとともに、関係施設との連携に努める。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
視聴覚障害者情報センター 【障害福祉課障害者支援室】	意見 10 (53)	【利用対象者の拡大について】 情報センターの利用者は、 ① 県内に住む視覚、聴覚障害者（身体障害者手帳所持者） ② 視聴覚障害者関係団体、学校 を対象としている。 開設以来の図書・DVD貸出数の推移は、媒体の変化はあるものの、総じて利用者数は減少傾向にある。本県の人口減、県内視聴覚障害者数減少の流れもあり、今後も利用者数の減少は続くと思われる。 一方、視覚・聴覚に衰えを感じる高齢者や身体障害者手帳・療育手帳等の判定を受けていないが読書に困難を感じる県民にとっても、これらの音声図書等は非常に役立つものと考える。これらの蔵書類は、障害者はもとより県民全体の財産でもあるため、令和元年に施行された読書バリアフリー法も踏まえて利用者の拡大について検討いただきたい。		現在、身体障害者福祉法において、視聴覚障害者情報提供施設は視聴覚障害者を対象とした施設であると定められているところであるが、今後、読書バリアフリー法施行に伴い同法の見直しが検討されていることから、国の動向も注視しながら、利用者の拡大について検討する。
	意見 11 (55)	【指定管理業務と委託業務の見直しについて】 情報センターが受託している業務について、指定管理業務と委託業務は、重複はしていないものの、非常に類似した業務内容である。 委託業務は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた時限的事業であるため、指定管理協定とは別に委託業務契約を締結せざるを得ないとのことであったが、次回指定管理協定締結時においては、業務内容の類似性や、個々の委託業務に係る事務工数及び印紙代等コストの削減の観点より、現行の委託業務の中に指定管理業務に包含することが可能な業務がないか検討されたい。		当該意見を踏まえ、新たに委託業務契約を締結する際は、指定管理業務との類似性や、指定管理業務に包含することが可能な業務がないか検討する。
	意見 12 (55)	【指定期間をまたぐ所有権移転ファイナンスリースについて】 情報センターの指定期間は「令和3年4月～令和8年3月」であるが、指定管理者が保有する施設内LAN（点字編集システム）及び関連機器一式のファイナンスリース契約（リース総額17,965千円）のリース期間は「令和2年4月～令和7年3月」となっている。 本件ファイナンスリースは中途解約や取り外して他に転用することが困難であり、5年間使用を継続することを前提とした契約であるため、仮に今回の公募で他法人が指定管理者に選定された場合には、残存リース料約1,400万円について指定管理者が損害を被ることとなる。 このようなリスクを回避するためにも、今後、指定管理者が高額ファイナンスリースを契約する際には、指定管理期間と契約状況についても指導されたい。		当該意見を踏まえ、今後指定管理者が高額ファイナンスリース契約を締結する際は、指定管理期間を考慮に入れて契約するよう指導する。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
障害者自立交流センタ ー 【障害福祉課障害者支 援室】	意見 13 (58)	【指定管理者の保険加入について】 基本協定書において、指定管理者の過失による損害賠償責任及び第三者への賠償責任を定めている（第34条、第35条）。しかし、他の施設の基本協定書と異なり、本協定書には指定管理者自身に施設賠償責任保険加入を義務づける条項が付されていない。 基本協定書の条項に照らして指定管理者に損害賠償責任があるため、指定管理者の支払能力を超える高額な損害賠償金を請求された場合、県が支払った賠償金を指定管理者より回収出来ないリスクが存在する。このようなリスクに対応するため指定管理者名義かつ指定管理者の会計において、施設賠償責任保険に加入すべきと考える。	当該意見や他の指定管理施設の状況を踏まえ、次回指定管理協定締結時に向けて施設賠償責任保険加入の可否について検討する。	
	意見 14 (58)	【「指定管理者支援事業費補助金」の収入記載もれについて】 指定管理者支援事業費補助金は、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少等により、施設運営に係る深刻な影響が生じている公の施設の指定管理者の事業継続等を支援し、もって施設の適切な管理運営を図るために」の補助金であり、施設単位で支給される。交流センターには、令和2年度に2,100千円、令和3年度に250千円が交付されているが、両年度の指定管理者事業報告には本件補助金を収入に含めていなかった。 公の施設のマネジメントにおいて収支差額の分析は必須事項であり、「収入」＝「支出」形式を整えた事業報告書は分析対象として適格ではない。黒字が多額に発生した場合に次年度以降の指定管理料を減額されるのではという指定管理者の危惧も推量するが、施設管理のモニタリングには収支の実情把握が不可欠である。	当該意見を踏まえ、指定管理料や利用料収入以外の収入が生じた場合などは、事業報告書に記載するよう指導した。 また、事業報告書の記載が実情の収支となっているか等について、確認を実施することとした。	
	意見 15 (59)	【管理物品の情報共有について】 交流センターの所有物品は、スポーツ施設やホールという性格上、多岐にわたり、基本協定書の別記3「管理物品一覧表」（以下「一覧表」）には170点以上の備品が計上されている。 現地で当該物品の所在を確認したところ、現物資産に貼付されている「鹿児島県備品整理票」（以下「備品シール」）の情報（資産番号、取得日等）が一覧表に記載されていないことから、現物と一覧表との照合が困難であった。現物管理業務を円滑に行うためには、一覧表の物品情報を備品シールと合わせることが有用と考える。 なお、現状、一覧表は手入力で作成されている。備品シールは物品管理システムから出力されることから、一覧表を手入力に替えて物品管理システムデータを加工して作成することにより、作業効率・網羅性・物品照合性が向上するものと考える。	当該意見を踏まえ、物品管理システムデータを加工して管理物品一覧表を作成し、管理することとした。	
	意見 16 (59)	【受付システムの情報セキュリティについて】 交流センターの受付システムのOSは「Windows 7」であった。同OSは既に令和2年1月にマイクロソフト社のサポートが終了しており、これ以降のセキュリティ更新プログラムが提供されない。当センターのパソコンは法人内LANで接続されており、受付システムを搭載しているパソコンも法人内LANを経由してインターネット接続している。近年、ランサムウェアによる病院や図書館等公的機関の被害が増加しており、障害者手帳番号等重要な個人情報を取り扱う当センターにおいてもOSのバージョンアップが必要と考える。	当該意見を踏まえ、受付システムの改修及びパソコンの入れ替えについて、検討する。	

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
県営住宅（鹿児島市内分） 県営住宅（鹿児島市外分（離島除く）） 特定公共賃貸住宅（離島除く） 県営住宅（与論町内分） 【建築課住宅政策室】	意見	17 (63)	<p>【管理業務費の「人件費」の積算について】</p> <p>管理業務費の主要を占める「人件費」について、現行指定期間に係る公募選定時の収支予算書から鹿児島市内、鹿児島市外の指定管理者2者の積算の仕方を比べてみた。両者の積算には、以下の違いがみられる。</p> <p>①積算項目について</p> <p>収支予算書では、参考費目として「給料」と「報酬」しか示されていないためか、積算されている項目が両者同じではない。南和産業グループ（以下「南和G」）の人事費は、「給料」と「法定福利費」の2項目で積算されているのに対し、鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住建センター」）の人事費には2項目のほか、「諸手当」（通勤手当、住宅手当、扶養手当、資格手当）、「賞与」、「退職積立金」が計上されている。</p> <p>通常、人件費といえば、定例的に支払われる給料手当、賃金、報酬、法定福利費などであり、退職金は含まれない。この点、南和Gの費目の取り方は適切である。</p> <p>一方、住建センターの人事費に「退職積立金」（退職給付費用）が積算されていることは、指定管理者間の公平性の点から疑問である。</p> <p>指定管理者の人事費に退職給付費用を含めるかどうかは、現状、明確な基準等がないが、指定管理者間で公平を欠くことにならないよう、「賞与」の扱いも含め、県として考え方を整理しておく必要がある。</p> <p>②積算根拠について</p> <p>経費は積算根拠等を詳しく記入することとされている。南和Gについては、給料月額、従事人数、従事月数、従事者の所属・職位等が示されており根拠は明確であると言える（物件費、その他経費も同じようになっており、あるべき積算のあり方だと思う。）。</p> <p>一方、住建センターについては、そもそも人数情報が記されていない。具体的に誰と誰の分（又は何人分）が積算されているのかがわからず、根拠が明確でない。1人当たりの人事費がわからなければ、業務従事者が適正な労働条件の元での業務となっているかどうかも検証できないはずである。業務の性質上、全体の人事費の一定割合を計上、あるいは前期の指定期間における実績等をベースに計上している旨を備考欄に記入させるようにすべきである。特に、住建センターは平成31年4月から鹿児島市営住宅の指定管理業務も受託しているところであり、市営住宅の管理経費との区分がどうなっているのかも気になるところではある。いずれにしろ、根拠を明確にして積算させるようにする必要がある。</p>	当該意見を踏まえ、次期指定管理者更新時の募集要項の文言を見直し、管理業務費に関する経費の内容や人件費に関する内訳を仕様書等に掲載することを検討する。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
県営住宅（鹿児島市内分） 県営住宅（鹿児島市外分（離島除く）） 特定公共賃貸住宅（離島除く） 県営住宅（与論町内分） 【建築課住宅政策室】	意見	18 (64)	<p>【責任分担表の内容について】</p> <p>責任分担について、指定管理者の管理の瑕疵によるものは指定管理者、施設の設置に関する瑕疵によるものは県の責任とされている。しかし、施設・設備等の損傷の要因には、「瑕疵」によるものだけではなく、経年劣化によるもの、第三者の行為により生じたもので、相手方を特定できない場合なども想定されるところである。瑕疵の有無による区分だけでなく、このような場合も織り込んで責任の分担を示すべきである。</p> <p>なお、仔細だが、仕様書に添付されている「県営住宅管理業務の指定管理者の主な担当区分」表の「環境整備及び維持管理業務1」以下には、『1件の修繕額が500千円を超える場合は、県と協議すること。』との表記になっているが、基本協定書の負担区分の額の表記「500千円以上」と整合していないので、整合をとる必要がある。また、県と指定管理者との間では暗黙の了解事項となっているのだと思うが、修繕費の「500千円」には、消費税及び地方消費税を含むのかどうかが明示されていないので、明示しておくべきである。</p>	当該意見を踏まえ、今後責任の分担等について検討する。また、次期指定管理者更新時に文言を見直し、文章に「消費税を含む」記載を検討する。
	意見	19 (65)	<p>【指定管理者の保険加入の状況】</p> <p>基本協定書では、指定管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないとし（第33条）、また、第三者に損害が生じた場合も、原則、指定管理者がその損害を賠償しなければならないとしている（第34条）。</p> <p>「基本的な責任分担表」にも同様の事項（管理運営に係る事故等による第三者への損害賠償、第三者への損害）が掲げられているが、基本協定書には、指定管理者に施設賠償責任保険等の保険に加入すべき旨の条項が定められておらず、指定管理者の責めに帰すべき損害が発生した場合の指定管理者の支払能力の有無が明確でない。</p> <p>ただし、実際には、指定管理者3者のうち、住建センターと南和Gの2者においては賠償責任保険に加入しており、賠償に備えての財源は一応手当されているようである（保険証券の写しで確認）。他の施設の基本協定書に指定管理者に保険に加入すべき旨と保険証券の写しを県に提出すべき旨を定めているので（火災保険は県及び入居者の負担である。），県営住宅においても同様の業務としておかれたい。</p> <p>なお、与論町内分については、管理戸数が限られていることもあります（24戸）。与論町で施設賠償責任保険等には加入していないことである。相手方が民間事業者などとは違うので、支払能力には懸念ないと思うが、事が起きてから過失責任の割合等に関する県と与論町の間での無用な争い等の発生を避けるため、責任分担表とは別に、与論町と協議の上、対応を明確にしておくのが良いと考える。</p>	当該意見を踏まえ、次期指定管理者更新時の基本協定書の文言を見直し、賠償責任保険保険内容を検討する。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
霧島自然ふれあいセンター 【教育庁社会教育課】	意見	20 (74)	<p>【利用についての人数要件について】</p> <p>本施設の「要覧」（令和4年度）には、『5人以上で、引率責任者が定められ、研修の目的が明確な団体であること。』とあり、また、「利用の手引き」（令和4年4月改訂）においても『5人以上で、日帰り研修または宿泊研修の場としてご利用いただけます。』とある。これらの記載のとおり、これまで「5人以上の団体であること」を施設利用のための要件とする運用がなされてきている（ただし、研修目的等が施設の求める要件に合致すれば4人以下でも受け入れてきたとのことである。）。</p> <p>しかし、本施設の設置及び管理に関する条例にも、条例施行規則にも、5人以上の団体であることを利用の要件とする規定はない。</p> <p>地方自治法は、普通地方公共団体及び指定管理者は、正当な理由のない限り、住民が公の施設を利用するのを拒んではならないとし（法244②），また、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとしている（法244の2①）。</p> <p>このような法の趣旨に鑑みれば、利用について人数要件を付す場合は、条例（ないし条例から委任を受けた規則等）にそのことを規定しておくべきと考える。また、その際には、本施設の研修施設としての性格、これまでの利用状況、利用率、効率性に加え、家族の核家族化が進行していることなども踏まえ慎重な検討が必要である。</p>	<p>本施設は、健全な青少年の育成及び生涯学習の振興を図るために公の施設であり、その目的達成のためには、複数人で研修を行うことが望ましいことから、一定の人数以上の利用を原則としているところである。</p> <p>ただし、県民の学習機会の確保に努めるため、一定人数以下でも、研修内容等を踏まえ、利用を受け入れているところである。</p> <p>今回、当該意見を受け、利用についての人数要件について、使用規程を整理したところである。</p>
高千穂河原ビジターセンター 【PR観光課】	意見	21 (79)	<p>【公園財団への委託料について】</p> <p>指定管理者の管理業務のうち、ビジターセンターの受付、来館者接客などの業務は公園財団高千穂河原支部へ再委託されており、同支部では当該業務に従事するスタッフ（アルバイト）として1名を雇用している。公園財団への委託料は、すべてこのスタッフの人物費であるが、主務課では、その算定根拠について、受付に要する配置人員と日数は把握しているものの、金額の内訳については特に把握はしていないとのことであった。しかし、公園財団は協議会の正会員であり、高千穂河原支部所長は協議会の副会長でもある。かかる事実を踏まえると、公園財団への委託料の支出は一種の利益相反取引とも言うべき状況となっている。金額だけで見れば、令和3年度を除き、毎年、指定管理料の額を超える委託料が公園財団へ支払われていることがわかる。委託料自体は負担金収入も含めた収入から賄われているが、見方によつては、県からの支払分がまるまる再委託料に充てられていると見ることもできる。</p> <p>行政の透明性の観点から、委託料の額がどのように決められているのかについて、県として把握しておくべきであり、県民に対して説明できるようにしておく必要がある。</p>	当該意見を踏まえ、指定管理者指定申請の際に、再委託料にかかる積算根拠等の添付を求め、適切な金額であるか確認を行うこととした。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
高千穂河原ビジターセンター 【PR観光課】	指摘	2 (79)	<p>【保険の加入に係る事務について】</p> <p>基本協定書では、協議会に施設損害賠償保険を付保すべきことが規定されており（第32条第2項第1号）、また、事業計画書でも『リニューアルオープン後は、損害賠償保険に加入する。』とされている（2. ビジターセンターの管理計画等 ③利用者の安全対策についてエ 損害賠償等への対策）。</p> <p>付保の状況について主務課に確認したところ、令和4年10月17日現在においても準備中とのことであった。協議会の現状の手持資金を見れば、県が賠償した場合の求償権の行使ができない場合もあると考えられることから、保険が付保されているかどうかは、県の財政にも影響が生じうる重要な事項である。</p> <p>リニューアルオープンから2か月以上経過しているにもかかわらず、付保がなされていなかったことは問題だが、県の側も保険証券の写しを提出させるなどして確認はできたはずであり、この点、モニタリングが十分でなかつたと判断される。是正が必要であり、確認する仕組を作る必要がある。</p> <p>また、基本協定書では、施設損害賠償保険のほか「管理運営業務従事者の保険」も付保しなければならないとしている（同第2号）。しかし、これまでも、そして現在もこの保険は協議会では付保しておらず、再委託先である公園財団において付保しているとのことである。当初から協定どおりに運用しないことが予定されていたに等しく、この点も疑問である。</p>	<p>当該意見を踏まえ、協議会による施設損害賠償保険への加入について確認した。今後は、年度当初の事業計画書提出の際に、保険証券の写しの添付を求め、適切に加入しているか確認を行うこととした。</p> <p>また、管理運営業務従事者の保険の加入については、協議会が新たにスタッフを直接雇用する場合、適切に加入しているか確認を行うこととした。</p>
	意見	22 (80)	<p>【指定管理者制度適用の是非について】</p> <p>指定管理者の指定に当たっては、「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること」が選定基準の一つに掲げられており（条例6Ⅲ）、選定委員会の審査基準においても同じ項目が審査の対象となっている。</p> <p>しかし、指定管理者である当該協議会自体には専従者はおらず、協議会は窓口的な役割しか果たしていないに等しく、管理を安定して行う「人的能力」を有しているとは認められない。また、合議体である協議会には物的な財産もないのに「物的能力」にも欠けている。この点、条例への準拠性が問われるところである。</p> <p>施設自体は霧島登山の起点として、また、新燃岳及び御鉢が噴火した時の避難促進施設として必需性の高い施設であり、コストの面でも効率の良い施設と言えるが、管理運営については再委託のあり方も含め検討すべき余地の多い施設である。</p> <p>施設の運営に係る各種手続、総会事務（資料作成、日程調整など）、収入支出管理、トレッキングマップ作成、ホームページの管理などは霧島市商工観光施設課の複数の職員が担っているとのことであるが、であれば、協議会ではなく、「霧島市」に管理を委ねているのと同じである。管理方法の見直しについて検討されたい。</p>	当該意見を踏まえ、今後の施設の管理方法のあり方について、霧島市及び現指定管理者である高千穂河原ビジターセンター運営協議会と検討を行うこととした。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
文化センター (宝山ホール) 霧島アートの森 霧島国際音楽ホール 【文化振興課】 上野原縄文の森 【教育庁文化財課】	意見	23 (85)	<p>【再委託に係る業務委託契約書の入手について】</p> <p>再委託については、現状、事業報告書に業務名、実施日、実績（委託先、契約額）を一覧した書類（様式14又は15）が添付されているが（そうなっていない報告もある）、個別の業務委託契約書の写しの入手までは行われていないため、契約方法や契約内容（再々委託に関する取決め、履行不能が生じた場合の対応や責任分担など）を確認しにくいものとなっている。基本協定書上は、事業報告書に再委託に係る契約書類の写しを徴求又は添付すべき旨は明記されていないが（第25条又は第26条）、委託料の質的重要性と金額的重要性、また、再委託を制限している協定の趣旨に鑑みれば、事業報告に必要な書類の一つとして添付しておくことが望ましい。文化振興課では、実地調査の際に契約内容等を確認しているとのことであるが、そうであれば、その際に写しを取っておくべきである。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>当該意見を踏まえ、再委託に係る契約書類の写しの提出を指定管理者に求めることとした。</p> <p>【教育庁文化財課】</p> <p>再委託に係る契約書類の写しの提出を指定管理者に求めることとした。</p> <p>今後、履行不能が生じた場合の対応や責任分担の確認など、確実な事業実施に向けた対策を講じることとした。</p>
	意見	24 (85)	<p>【リスクの分担のあり方について】</p> <p>文化振興課所管の3施設について、指定管理者制度の趣旨に照らし、指定管理者の側に基本的な責任の多くが課せられているのはわかるが、内容が曖昧なものもあり、はたして適切な責任分担となっているのか疑問に思えるものもある。</p> <p>どちらが費用を負担するかは、あくまで「協議」によるから、必ずしも県の負担となるわけではないが、経緯を見る限り、力関係に左右されて決まったと思われる状況が見て取れる。</p> <p>指定管理者からの要請にもあるが、施設の老朽化に伴い、今後においても費用負担の協議は増えることが想定されるところであり、県としては不測の事態を想定した予算の確保に努め、施設の安定した運営がなされるよう、指定管理者との協力を強化していく必要がある。そのためにも互いが納得できるリスクの分担である必要がある。</p> <p>管理物件の修繕費等の負担者区分を示す金額表記について、文化振興課所管の3施設は、「1件「50万円以下」、「50万円を超えるもの」としているが、文化財課所管の上野原縄文の森（以下「縄文の森」）は、指定管理者の負担とする額を「1件「50万円未満」（税込）」としており（「50万円以上」については明記されていない。）、同じ指定管理者による管理でありながら、施設間での整合を欠くものとなっている。ちなみに、県の契約規則が定める「特に軽微な契約」を準用するのであれば「50万円未満」とすべきことになる。金額に消費税等を「含む」・「含まない」の表記と併せ、見直しの要否について検討されたい。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>当該意見を踏まえ、施設の老朽化については、指定管理者が実施する点検の結果について、情報共有を密に行い、早期把握に努める。</p> <p>また、管理物件の修繕費等の指定管理者との負担のあり方について検討することとした。</p> <p>【教育庁文化財課】</p> <p>管理物件の修繕費等の負担者区分を示す金額表記については、関連施設の所管課である文化振興課と協議・調整の上、次期の基本協定改定の際に、変更を行うこととした。</p>

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号	監査の結果（概要）	措置の内容
文化センター (宝山ホール) 霧島アートの森 霧島国際音楽ホール 【文化振興課】 上野原縄文の森 【教育庁文化財課】	意見	25 (88)	<p>【付保状況の基本協定書との照合結果など】</p> <p>音楽ホールと文化センターで付保している保険は、基本協定書に定めるものに加入されているが、施設管理責任における「1事故（又は1名）あたりの支払限度額」が基本協定書に定める額と保険証券に記載されている額とで一部整合していないものがあるので、指定管理者に理由等を確認の上、基本協定書の当該事項の改定の要否について検討されたい。</p> <p>アートの森で付保している保険は、公立文化施設賠償責任保険と「同等」の保険に加入すべきとされていることもあり、上の2施設とは別の保険会社との契約、別の保険商品となっている。合計保険料が16,880円と2施設と比べると格段に少ないが、1事故（又は1名）当たり支払限度額は基本協定書に定める額と同じとなっている。ただ、近年、サイバー攻撃のリスクが高まっているが、本保険ではこのリスクに対する補償がなく、2施設が加入している制度保険と「同等」と見做していいのか、疑問ではある。サイバー攻撃に対する備えの必要性も含め、現状の付保内容で問題ないのか検討されたい。</p> <p>縄文の森で付保している保険は、主務課が異なることもあります、同じ指定管理者でありながら上記の3施設とは異なった付保の仕方となっている。基本協定書には1事故（又は1名）当たり支払限度額が明示されていないが、本施設における主たる保険と判断される東京海上日動火災保険の賠償責任保険から支払限度額を拾うと、商品名がいくつかある。賠償責任保険の支払限度額は3施設とおおむね同等であるが、公用車に係る保険（自賠責保険は県、任意保険は指定管理者）や現金に係る保険等が別途付保されているなど、指定管理者は同じながらも事務にかなり違いがみられる。制度保険への加入の要否、基本協定書の定め方など含め、現状で問題ないのか検討されたい。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>当該意見を踏まえ、基本協定書に定める支払額は、最低補償額を明示したものであるが、文言上そのことが明確でなかったことから、見直しを行うこととした。</p> <p>また、アート森の基本協定書に明示していないサイバー攻撃に対する補償については、類似施設の状況等も見ながらその必要性について、指定管理者と検討し、併せて、制度保険への加入の要否、基本協定書の定め方など含め、現状で問題ないか検討することとした。</p> <p>【教育庁文化財課】</p> <p>上野原縄文の森の保険については、指定管理者と協議・調整を行い、次期の基本協定書改定の際に、以下のとおり対応してまいりたい。</p> <p>基本協定書に定める支払額は、最低補償額の明示と文言上の表記を、制度保険への加入の要否や基本協定書の定め方については、現状で問題がないのか検討し、見直しを行う。</p>
	意見	26 (89)	<p>【積算のあり方について】</p> <p>「公課費（租税公課）」は、指定管理者の事業活動に係る法人税、法人住民税、消費税等の税金を主な内容とする科目である。いずれの施設も決算報告書（収支決算書）には科目の内訳が示されていないので、どの税目がいくら計上されているのか明確でないが、積算の方に着目して各施設の内訳を見てみると税目の取り方、計上の仕方、金額ともまちまちであることがわかる。</p> <p>施設ごとに各税目を積算するのはいいとしても、印紙税を除けば、税額計算はあくまで法人全体の収支（所得）を基礎として行われるものであるから、まずは全体の税額を積算した上で、一定の基準でもって各施設に賦課又は配賦するのが適切である。</p> <p>県としては、実績額の検認も大事だが、積算のあり方について指定管理者とも協議を行い、合理的で説明のつく積算とするよう、指導すべきと考える。これは他の科目についても同じである。</p> <p>また、現状、文化振興課と文化財課とで決算報告書（収支決算書）及び積算書の様式、科目の取り方が異なっているので、同一水準での比較を可能にする観点から、できるだけ同じとするよう、併せて指導されたい。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>当該意見を踏まえ、税目の取り方、計上の仕方など、指定管理者の公認会計士の助言も得ながら対応を検討することとした。</p> <p>【教育庁文化財課】</p> <p>積算のあり方について精査を行い、税目の取り方、計上の仕方など、指定管理者と協議を行うとともに、決算報告書等の様式について、文化振興課とも協議の上、統一的な様式について検討することとした。</p>

公の施設名 【所管課】	区分 番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
霧島アートの森 【文化振興課】	指摘 3 (91)	<p>【文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について】</p> <p>指定管理者に行わせる本施設の「管理業務」の実施に当たっては、業務の全部又は一部の第三者への再委託が制限されており、あらかじめ県の承認を受けたときは再委託をすることができるとされている（基本協定書13条）。</p> <p>この協定に則り、令和3年3月26日付で事業計画書等の提出と一緒に再委託の承認申請と承認の手続が一括して行われている。ただ、この申請と承認は警備業務、清掃業務、園地管理業務など通常又は定期に実施される施設設備の維持管理に係るものだけであり「文化事業の企画及び実施に関する業務」の委託分は含まれていない。文化事業費のほとんどが指定管理料の財源から賄われていることに鑑みれば、文化事業に係る業務委託についても管理費と同様に承認を受ける必要がある。事業の性質上、事前に一括承認を受けるのが難しい場合は、その都度、個別に手続をとればよいかと思う。</p> <p>現状、県も指定管理者も互いの事務の一部が協定の定めに準拠していないものとなっているので、見直しが必要である。</p>	当該指摘を踏まえ、文化事業に係る再委託についても事前承認（基本協定書13条）の対象に加える見直しを行った。
	意見 27 (92)	<p>【委託料に対するモニタリングについて】</p> <p>管理運営費の委託料については、実績報告書に業務名、実施日、実績（委託先、契約額、評価）等が明記された書類が添付されているが、文化事業費の委託料についてはそのようになっていないため、委託先、業務内容が不明である。「霧島ロビープロジェクト」、「岡本仁展」などは予算額と決算額との乖離が大きいが、このような場合の差異の説明も含めた明瞭報告を指定管理者に求める必要がある。</p>	当該意見を踏まえ、他の委託事業と同様に文化事業についても実績報告を求め、執行状況の適切なフォローアップに努めることとした。
	意見 28 (92)	<p>【1件50万円を超える修繕費の負担について】</p> <p>管理物件の修繕については、原則として、県がその必要性を判断し、県の費用と責任において実施するものとされており、損傷した場合は、内容（原因）により責任が分担されている（基本協定書第22条）。</p> <p>令和3年度は指定管理者の負担で実施した修繕が33件、6,026千円報告されている。経年劣化等による1件50万円以下の修繕は指定管理者の責任とされているからであるが、一方で、50万円を超えて協議の対象とされている修繕についても指定管理者の負担で実施しているものが2件含まれている。</p> <p>どちらが費用を負担するかは、あくまで「協議」によるから、必ずしも県の負担としなければならないことにはならないが、経緯を見る限り、指定管理者が県の事情に配慮して又は忖度して協議を持ちかけなかったと思われる事情が見て取れる。</p> <p>また、いずれの修繕も「塗装」であることに鑑みれば、急遽、不具合が見つかったというようなものではないであろうから、以前から修繕の必要性は認識できていたはずである。この点、県のモニタリングも十分ではなかつたのではないか。</p> <p>予算との関係もあるが、今回のような場合、早急対応の必要性からとりあえず指定管理者の費用負担で修繕を行うにしても、事後、県と協議することは可能であったと考える。いずれにしろ、互いが相応のリスク分担となるようにする必要がある。</p>	<p>【文化振興課】</p> <p>当該意見を踏まえ、施設の老朽化については、指定管理者が実施する点検の結果について、情報共有を密に行い、早期把握に努める。</p> <p>また、管理物件の修繕費等の指定管理者との負担のあり方について検討することとした。</p>

公の施設名 【所管課】	区分 【文化振興課】	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
霧島国際音楽ホール	意見	29 (96)	<p>【モニタリング～音楽祭の「負担金」について】</p> <p>音楽祭そのものに係る収支の実績は情報が入手されていないので不明であるが、令和3年度の予算書から収支項目の構成を見る。</p> <p>金額は、収支とも変更前予算合計額73,800千円から80,128千円へ増額変更されている。県負担金とその他の収入以外の収入はいずれも変更前予算額から増額となっているが、コロナ禍の影響で規模が縮小されたことを考えると増える理由がよくわからない。</p> <p>一方、支出は、賃金だけ、変更前予算額から77.9%の大幅な増額となっていることである。しかし、賃金については、なぜこのような大幅な増額予算となったのか、理由が記されていないので不明である。</p> <p>以上はあくまで予算書から見たものであり、実績を見ればまた違う結果になっていると思うが、情報が入手されていないので検証のしようもない。</p> <p>鹿児島の地で一流の演奏者たちによる上質な音楽に触れる場と機会があるのは大変意義のあることだと思うが、「負担金」の名に隠れて使途がブラックボックス化することのないよう、意を払っていただきたい。</p>	当該意見を踏まえ、指定管理者と十分に連携しながら、負担金が適正に活用されるよう、支出の使途等の確認など、引き続き必要な対応を行うこととした。
	指摘	4 (97)	<p>【文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について】</p> <p>指定管理者に行わせる本施設の「管理業務」の実施に当たっては、業務の全部又は一部の第三者への再委託が制限されており、あらかじめ県の承認を受けたときは再委託をすることができるとされている（基本協定書13条）。</p> <p>この協定に則り、令和3年3月11日付で再委託の承認申請が、同3月25日付で承認の手続が行われている。この申請と承認は清掃業務、夜間等警備業務、舞台業務など通年又は定期に実施される施設設備の維持管理に係るものだけであり、「文化事業の企画及び実施に関する業務」の委託分は含まれていない。文化事業費の約50%が指定管理料の財源から賄われていることに鑑みれば、文化事業に係る業務委託についても管理費と同様に承認を受ける必要がある。事業の性質上、事前に一括承認を受けるのが難しいのであれば、その都度、個別に手続をとればよいかと思う。</p> <p>文化事業に係る再委託の事務については見直しが必要である。</p>	当該指摘を踏まえ、文化事業に係る再委託についても事前承認（基本協定書13条）の対象に加える見直しを行った。
	意見	30 (97)	<p>【委託料に対するモニタリングについて】</p> <p>人事・管理・事務費の委託料については、実績報告書に業務名、実施日、実績（委託先、契約額、評価）等が明記された書類が添付されているが、文化事業費の委託料についてはそのようになっていないため、委託先、業務内容が不明である。予算額と決算額との乖離が大きい場合の差異の説明も含めた明瞭報告を指定管理者に求める必要がある。</p>	当該意見を踏まえ、他の委託事業と同様に文化事業についても実績報告を求め、執行状況の適切なフォローアップに努めることとした。

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号 監査の結果（概要）	措置の内容
屋久島環境文化村センター 屋久島環境文化研修センター 【自然保護課】	意見 31 (100)	<p>【管理物件の修繕報告のあり方について】</p> <p>管理物件の修繕については、原則、県がその必要性を判断し、県の費用と責任で実施するとされているが、1件50万円未満（税込）の修繕については指定管理者の費用と負担で実施するものとされている（基本協定書第22条）。</p> <p>令和3年度は決算報告書で1,871千円の修繕費が計上されているが、その明細が添付されていないため、どのような修繕が、いつ、いくらでなされたかが不明である。修繕費の額自体は、各年、多いというわけではないが、内容がわからぬと県として必要性の有無の判断もできないことになる。修繕費の負担は責任分担と関係するものであるから、明細を添付させるべきである。委託費についても同様である。</p>	<p>当該意見を踏まえ、修繕費及び委託費の明細の提出を依頼し、内容を確認した。</p> <p>今後も、毎年度、実績報告書提出時に修繕費及び委託費の明細を添付するよう指導することとした。</p>
	指摘 5 (100)	<p>【保険証券の写しの未入手について】</p> <p>管理業務の実施に当たり、指定管理者は「動産総合保険」と「賠償責任保険」に加入し、その証券の写しを県に提出しなければならないとされている（基本協定書第35条）。</p> <p>しかし、現状では、写しの入手がされておらず、事務の改善が必要である。また、施設の現状等に照らし、保険金の額等が必要にして十分となっているかについても併せて確認しておいていただきたい。</p>	<p>当該指摘を踏まえ、「動産総合保険」及び「賠償責任保険」の証券の写しの提出を依頼し、保険内容が適当であることを確認した。</p> <p>今後も、毎年度、保険更新時に保険内容を精査し、保険証券写しを添付するよう指導することとした。</p>
上野原縄文の森 【教育庁文化財課】	意見 32 (105)	<p>【再委託の報告のあり方について】</p> <p>管理運営費の中で委託費が最も大きなものであるが、現状の収支決算書は実績の総額のみの報告となっているため、その内訳（業務の内容、相手先、金額）が不明である。</p> <p>原則、再委託は制限されている制度の趣旨に鑑みれば、事業報告の際には委託した業務の内容、実施時期、相手先、金額、評価を明示して（又は明細を添えて）報告させるべきである。特に、設備や機器の保守点検業務などは修繕業務とも密接に関係しているので、なおさら明瞭報告が求められるところである。</p> <p>指定管理者が第三者に支払う委託費は人件費と並んで指定管理料の主要を占める経費であり、主務課としてもその内容と報告のあり方にはもう少し意を払っていただきたい。</p>	<p>指定管理者が行っている委託について、委託した事業の内容、実施時期、相手先、金額、評価等が明示された書類の添付を求ることとした。</p>

No., 公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号 監査の結果（概要）	措置の内容
南薩少年自然の家 【教育庁社会教育課】	意見 33 (107)	<p>【利用についての人数要件について】</p> <p>本施設の「要覧」（令和4年度）には、「利用できる人・団体など（5人以上のグループ）」とあり（14ページ）、また、「利用のてびき」（同）においても「利用できる団体など（5人以上のグループ）」とある（1ページ）。これらの記載のとおり、これまで「5人以上の団体であること」を施設利用のための要件とする運用がなされてきている（ただし、研修目的等が施設の求める要件に合致すれば4人以下でも受け入れてきたとのことである。）。</p> <p>しかし、本施設の設置及び管理に関する条例にも、条例施行規則にも、5人以上の団体であることを利用の要件とする規定はない。</p> <p>地方自治法は、普通地方公共団体及び指定管理者は、正当な理由のない限り、住民が公の施設を利用するのを拒んではならないとし（法244②）、また、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとしている（法244の2①）。</p> <p>このような法の趣旨に鑑みれば、利用について人数要件を付す場合は、条例（ないし条例から委任を受けた規則等）にそのことを規定しておくべきと考える。また、その際には本施設の研修施設としての性格、これまでの利用状況、利用率、効率性に加え、家族の核家族化が進行していることなども踏まえ慎重な検討が必要である。</p>	<p>本施設は、健全な青少年を育成するため、青少年又は青少年育成関係団体等の自主的な集団研修活動の指導等を目的とした施設であり、その目的達成のためには、複数人で研修を行うことが望ましいことから、一定の人数以上の利用を原則としているところである。</p> <p>ただし、県民の学習機会の確保に努めるため、一定人数以下でも、研修内容等を踏まえ、利用を受け入れているところである。</p> <p>今回、当該意見を受け、利用についての人数要件について、使用規程を整理したところである。</p>
ハートピアかごしま 【障害福祉課障害者支援室】	意見 34 (110)	<p>【長期未利用物品について】</p> <p>眼科検査室及び耳鼻科判定室にある重要物品・普通物品のうち、球面視野計など重要物品とレフラクトメータなど普通物品については未利用（遊休）の状態で保管されていた。</p> <p>国の指針改正により、現在、視覚障害者の補装具判定は市町村が行っており、身体障害者更生相談所は眼科検査及び判定を実施していないため、県会計規則第129条に基づき不要物品の処分を検討されたい。</p>	<p>当該意見を踏まえ、不要となった重要物品については、必要とする所属への保管転換等を検討することとした。</p>
	意見 35 (110)	<p>【空き室の有効利用について】</p> <p>眼科検査室は、国の指針改正により、現在、視覚障害者の補装具判定は市町村が行っており、身体障害者更生相談所は眼科検査及び判定を実施していないため、現在は遊休物品の保管場所として利用されているが、空き室の有効利用を検討されたい。</p> <p>本施設に限らず、用途変更等により施設内に空き室が生じている県有施設がほかにもあると思われる。例えば、各施設の空き室をデータベース化することにより、一部局一事業に限定されない有効利用のアイデアが生まれるのではと期待する。</p>	<p>当該意見を踏まえ、空き室については、相談室として利用するなど、有効利用を検討することとした。</p>

公の施設名 【所管課】	区分 (頁)	番号 監査の結果（概要）	措置の内容
かごしま県民交流センター 【青少年男女共同参画課】	意見 36 (114)	【利用状況の分析について】 県民交流センターで集計報告される施設別利用状況は「日別」（利用日、利用日/開館日）であり、時間帯別や相手先別の利用状況は分析されていない。現在の利用状況をより詳細に分析することにより、空き時間帯の利用案や、効果的な広報手法の選択など、メリハリのある利用向上策を開発することが可能と考える。当センターは施設予約システムを導入していることから、保有する予約データを活用し、積極的な利用率向上策の開発に努められたい。	予約状況を分析して利用促進に努めることとする。
	意見 37 (114)	【能舞台の積極的利活用について】 過去5年間の能舞台の利用内容は、能・狂言の利用が最も多い。一方で、大島紬や謡曲など、能楽堂の持つ「和の雰囲気が漂う舞台装置」に対する需要もみられる。県外では、将棋のタイトル戦の対局場（竜王戦第1局）やコンサートにも利用されており、当センターでも能とフラメンコの共演（令和4年）など、能・狂言の枠にとらわれないステージにも利用されている。今後も前例にとらわれない利用方法や広報手法等を模索し、稼働増に努められたい。	様々な機会を通じ、能舞台本来の活用の他、多様な利用の可能性の周知にも努めることとする。
介護実習・普及センター 【高齢者生き生き推進課】	意見 38 (125)	【受講料収入の帰属の明記について】 当センターの運営事業委託業務には、各種講座の開催が含まれる。講座には有料講座が含まれるが、当該受講料収入が県と県社協のいずれに帰属するか、契約書及び仕様書には明記されていない。 受講料収入（令和3年度617千円）は、現状、県社協の収入として扱われている。県社協が県に提出する委託業務収支計算書に受講料収入も収入として計上されており、双方の認識に齟齬はないものと考えるが、権利義務関係を明確にするためにも、契約書等で収入の帰属を明記しておくことが望ましい。	当該意見を踏まえ、受講料収入は、次年度以降県社協の収入として契約書に明記する。
共生・協働センター 【くらし共生協働課】	指摘 6 (128)	【共同事業体との契約における暴排措置の照会漏れについて】 県では、「鹿児島県が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（県、県立病院、県警の三者合意）に基づき、業務委託契約時に、受託団体役員等が暴力団排除措置対象者が否かを県警に照会している。また、照会に当たり、受託業者から誓約書（暴力団排除関係者でない誓約書及び県警照会承諾書）及び役員等名簿を提出している。 本件受託事業者である共同事業体の構成団体のうち、Ten-Labに係る暴排措置照会及び誓約書等を入手していなかった。入手するようにしていただきたい。	当該指摘を踏まえ、関係所属において、該当法人に関する暴排措置照会及び役員の確認を行った。 また、令和5年度契約から共同事業体の全ての構成団体から誓約書及び役員等名簿を取得し、暴排措置照会を行っている。
	意見 39 (128)	【共同事業体との契約における契約名義について】 受託事業者である共同事業体「鹿児島県共生・協働センター委託協働事業団体」は、代表団体がくすの木自然館、構成団体をTen-Labとしている。 本件業務委託契約書の名義は「甲：かごしま県民交流センター 乙：特定非営利活動法人くすの木自然館」であった。代表団体は、契約に関する一切の権限を構成団体間より委任されてはいるものの、このような表記は共同事業体名や構成団体名が一切表記されないことから、表面的に一者受託契約のように誤解される恐れがあるなどの不都合が生じることから、今後、共同事業体との契約の際には「乙：鹿児島県共生・協働センター委託協働事業団体 代表団体 特定非営利活動法人くすの木自然館」の様に、少なくとも共同事業体及び代表団体の名称を明らかにすべきである。	当該意見を踏まえ、令和5年度契約から契約書に共同事業体及び代表団体の名称を記載している。

公の施設名 【所管課】	区分	番号 (頁)	監査の結果（概要）	措置の内容
高等技術専門校 【雇用労政課】	意見	40 (133)	<p>【入寮率が低い寄宿舎の存続の是非について】</p> <p>いずれの寄宿舎も定員を大幅に下回る寮生しかおらず、特に誠和寮（吹上校）と青雲寮（鹿屋校）は他の2寮より建物が古いこともあってか、極めて低い入寮率となっている。</p> <p>また、両寄宿舎とも収容能力（定員）が現行の施設内訓練の各科定員合計を上回っており、施設過剰とも言うべき状態となっている。</p> <p>総合管理計画では、基本的な方針の一つに「保有総量の縮小」を掲げているが、この中で『それぞれの施設について、県として将来にわたる利活用の必要性を検討した上で、必要がないと判断される施設等については、廃止や除却等を行うことにより、保有総量の縮小を図る。』とし、『耐用年数における残存年数が10年末満の建築物（木造を除く）については、施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、施設の必要性や有効性を十分に検討する。』としている（総合管理計画20ページ）。</p> <p>本件もこの方針に沿って今後における寄宿舎の必要性と有効性を十分に検討していただきたい。特に青雲寮については築後43年余りが経過しており、現状の利用状況等を踏まえると、廃止又は除却等の是非を含めた議論も必要と考える。</p>	当該意見を踏まえ、今後における寄宿舎の必要性と有効性について検討を行うこととした。